

今回のテーマ「自転車安全利用五則」について

自転車による交通事故防止のため交通違反取り締りが強化されています。

自転車安全利用五則

自転車の正しい
交通ルールを知
りましょう！！

① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

以下の場合には歩道を通行することができます

- 歩道に「自転車通行可」の標識があるとき
- 13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者や身体の不自由な人が普通自転車を運転しているとき
- 道路工事や連続した駐車車両などのために車道の左側部分を通行することが困難な場合や、著しく自動車などの交通量が多く、かつ車道の幅が狭いなどのために追越しをしようとする自動車などとの接触事故の危険がある場合など、普通自転車の通行の安全を確保するためやむを得ないと認められるとき
〔道路交通法第63条の4、道路交通法施行令第26条〕



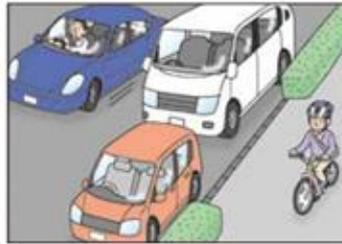
歩行者優先

「自転車通行可」の標識

警視庁
2022年6月作成

自転車の交通安全のためのリーフレット

<https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/jikoboshi/bicycle/menu/leaflet.html>



② 車道は左側を通行

道路(車道)の中央から左の部分を通り抜けなければなりません。
〔道路交通法第17条〕

罰則 3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

自転車道がある場合は、工事などの場合を除き、自転車道を通行しなければなりません。〔道路交通法第63条の3〕

罰則 2万円以下の罰金又は科料



③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

自転車は、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければならず、歩行者の通行を妨げる時は、一時停止しなければなりません。〔道路交通法第63条の4〕

罰則 2万円以下の罰金又は科料



次頁
あり

4 安全ルールを守る

飲酒運転禁止



酒気を帯びて自転車を運転してはいけません。

[道路交通法第65条]

罰則

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金（酒酔いの場合）

2人乗り運転禁止



自転車には、運転者以外の者を乗車させてはいけません。

[道路交通法第57条、東京都道路交通規則第10条]

罰則

2万円以下の罰金又は料料

並進走行禁止



他の自転車と並んで通行することはできません。

[道路交通法第19条]

罰則

2万円以下の罰金又は料料

夜間はライトを点灯



夜間は必ず前照灯をつけましょう。

[道路交通法第52条、道路交通法施行令第18条、東京都道路交通規則第9条]

罰則

5万円以下の罰金

信号無視禁止



対面する信号機に必ず従わなければなりません。

[道路交通法第7条、道路交通法施行令第2条]

罰則

3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

一時停止



一時停止標識がある場所では、必ず止まって安全確認をしましょう。

[道路交通法第43条]

罰則

3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

5 子どもはヘルメットを着用

保護者の方は、13歳未満の子どもにヘルメットをかぶせるよう努めなければなりません。[道路交通法第63条の11]

乗車用ヘルメットの着用

自転車事故で死亡した人の損傷部位は、77.8%（※）が頭部であり、被害を軽減するためにもヘルメットの着用が必要です。13歳未満の子どもにヘルメットを着用させることはもちろん、大人もヘルメットなどの交通事故による被害を軽減する器具の利用に努めてください。

※令和3年中の自転車事故死亡者の損傷部位の割合

自転車で走行中、交通事故や不意に転倒した場合、頭を道路等に強打する危険があります。

防護性を持たせた帽子タイプの物も市販されています。



◎ヘルメット着用は、来年春までに全ての自転車利用者に対して努力義務となります。

福岡県「自転車条例の一部改正について（令和4年10月1日施行）」

→ <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/jitensha-joureikaisei1.html>